

議案第 8 4 号

北名古屋市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

北名古屋市証人等の実費弁償に関する条例（平成 1 8 年北名古屋市条例第 4 5 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 4 年 1 2 月 3 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部を改正する法律により、議会本会議において公聴会の開催及び参考人の招致が行えるようになったことに伴い、公聴会参加者等に対する実費弁償について定めた規定が改正されたため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市証人等の実費弁償に関する条例（平成18年北名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、同条第3号中「第109条第6項（同法第109条の2第5項及び第110条第5項）」を「第115条の2第2項（法第109条第5項）」に改め、同条第5号中「第109条第5項（同法第109条の2第5項及び第110条第5項）」を「第115条の2第1項（法第109条第5項）」に改める。

附 則

この条例は、この条例の公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。